



8 広告用垂幕	広告幕は、幅 1.2メートル以下、長さ 15メートル以下であること。なお、建築物の壁面に掲出するものについては、既存の壁面に掲出しているものを含め、壁面面積の 4分の 1 を超えないものであることとし、1張りあたりの大きさは制限しない。
9 電柱街灯柱その他電柱の類に表示する広告物	1 電柱等の面に巻き付け、又は直接描写する広告物は、下端し 3.5メートル以下であること。 2 電柱等に添架する突出広告は、垂直に取付け、大きさは、縦 1.2メートル以下、横 0.45メートル以下で電柱等からの突出幅は 0.6メートル以下であること。 3 1本の電柱等に表示する広告物の個数は、巻き付け、又は、直接描写する広告物は 1巻、突出広告は 1個であること。 4 突出広告は、原則として道路と反対側に設置するものとする。
10 はり紙	大きさは 1平方メートル以下であること。
11 はり札	大きさは 1平方メートル以下であること。
12 立看板	大きさは 2平方メートル以下であること。
13 のぼり	大きさは 2平方メートル以下であること。
14 その他のもの	知事が適当と認めたもの。

第3 許可地域等における屋外広告物の許可基準

1 壁面広告	1 同一壁面面積 窓その他開口部を含む の 2分の 1以下であること。 2 壁面上端及び両側端から突き出ないものであること。 3 窓その他開口部を覆わないものであること。
2 突出広告 外壁等から突出しているもの)	1. 面の表示面積は、20平方メートル以下であること。 2 広告物の上端は、取付面積の高さを超えないこと。
3 屋上広告	1 広告物の高さは、地上からこれを設置する箇所までの高さの 3分の 2以下、若しくは 20メートル以下であること。 2 地上から広告物の頂点までの高さは、51メートル以下であること。 3 木造建築物に揚げるものではないこと。
4 広告板	1 表示面積、1面につき 35平方メートル以下であること。 2 高さは、10メートル以下であること。 3 自家用広告物を除く広告物相互の間隔は、次に揚げる区分に応じ、それぞれに定める距離を保つこと。 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに知事の指定する道路の区間の両側 500メートルを超え 1.000メートル以下の区域で当該区間内の道路から見える区域に設ける広告物。 300メートル以上 条例第 3条第 1項第 5号の知事が指定する道路又は鉄道の区間 (上記 (1) に規定する知事の指定する道路の区間を除く) の両側 100メートルを超え 500メートル以下の区域で当該区間内の道路又は鉄道等から見える地域に設ける広告物。 100メートル以上
5 広告塔	1 表示面積は、合計 70平方メートル以下であること。 2 高さは、15メートル以下であること。 3 自家用広告物を除く広告物相互の間隔は、次に揚げる区分に応じ、それぞれに定める距離を保つこと。 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに知事の指定する道路の区間の両側 500メートルを超える 1.000メートル以下の区域で当該区間内の道路から見える地域に設ける広告物。 300メートル以上 (2 条例第 3条第 1項第 5号の知事が指定する道路または鉄道の区間 (上記 (1) に規定する知事の指定する道路の区間を除く) の両側 100メートルを超え 500メートル以下の区域で当該区間内の道路又は鉄道等から見える地域に設ける広告物。 100メートル以上
6 サイン・ポール 支柱が 1本で釣り下げるもの)	1 表示面積は、1面につき 5平方メートル以下であること。 2 高さ、7メートル以下であること。
7 気球広告	1 掲揚中に電線、煙突、建築物等に接触しないものであること。 2 掲揚高度は、地上から 20メートル以上、かつ、係留点から 45メートル以下であること。 3 広告面にネットを用いてあること。 4 気球に補助網があること。